

平成 2 9 年 1 1 月 2 4 日

柏市長 秋 山 浩 保 様

柏市特別職報酬等審議会
会長 北垣 日出子



市長，副市長の給料の額並びに市議会議員の報酬の額について（答申）

平成 2 9 年 1 0 月 2 0 日付け柏総給第 6 3 8 号で貴職から諮問のありましたこのことについて，柏市附属機関設置条例第 2 条の規定に基づき，下記のとおり答申いたします。

記

特別職の報酬等については，下記の額等とすることが適當である。

1 報酬等月額

市長 961,000 円，副市長 790,000 円

議長 668,000 円，副議長 597,000 円，議員 577,000 円

2 期末手当の算定方法についての意見

支給月数を 0.1 月引上げる。

3 改定時期

平成 3 0 年 4 月 1 日から適用するのが適當である。

4 参考意見

教育長，水道事業管理者及び常勤の監査委員の給料の額及び期末手当の支給月数についても，当答申の内容に準じることが適當である。

また，特別職の報酬等は平成 1 7 年に本審議会が開催されて以来，長期間にわたり適正な額についての審議がなされなかった。社会経済情勢等に的確に対応し，市民感覚を確認していくため，適当な期間をもって審議の機会を設けるよう具申する。

特別職報酬等にかかる改定の考え方と答申に至るまでの経緯

1 はじめに

柏市において、一般職職員の給与は人事院勧告に準拠した改定を重ねてきたが、市長、副市長、市議会議員(以下「特別職」という)の報酬等については、平成15年度に引き下げを行って以来、据え置きとなっていた。この間、沼南町との合併、中核市移行など大きな変化もあり、特別職の果たす役割はますます重要なものとなっている。今回、諮問を受けた当審議会では、特別職の職務・職責を踏まえ、昨今の社会情勢と本市の将来に及ぶ財政状況、これまでの報酬等の改定状況、県内他自治体との比較資料等に基づき、各委員の率直な意見交換を行い、また、市民の目線をもって慎重に審議を進めた。

2 検討の主な視点

- (1) 社会経済の景気は、緩やかな回復基調が続いており、民間の給与や雇用情勢は、改善傾向にある。また、国の施策としても働き方改革の推進、持続的な経済成長を実現するための消費の活性化、中小企業支援及び経済社会の基盤の確保等の取組みが推進、拡大されている。
- (2) 本市の人口は、しばらく増加が見込まれるものの、少子高齢化が進んでおり、長期的には人口減の見通しである。このため、現在、柏市第五次総合計画に基づき、若年層の流入等を目指す各種プロジェクトを推進しているところである。

また、財政状況については、決算の推移をみると、市債残高は平成16年度以降減少し、給与水準や職員数の適正化等により人件費総額も減少している。今後の財政見通しでは、市税収入は当面横ばい・微増で推移していく見込みであり、一方歳出では、医療や介護、生活保護費等社会保障費の増加に加え、都市基盤と公共施設の老朽化が一層進行し、これらの維持・更新費の増大が見込まれるなど、引き続き厳しい財政運営が続くも

のと予測されている。

- (3) 本市の一般職職員の給与は、人事院が国家公務員を対象に実施している人事院勧告の内容を踏まえて改定を行っている。特別職の報酬等の額については、職務の特殊性などから同様の対応は求めないものの、これまで、改定に当たっては、勧告に準拠した一般職職員の給与改定を考慮してきた。

勧告内容は、平成14年度からはマイナスもしくは高下がない年が続いていたが、平成26年度からは月例給、期末手当いずれでもプラス改定が続いている。

なお、期末手当の支給月数において、県内の多くの市が4.3月であるのに比して、柏市は4.2月となっている。これは、平成17年度と19年度に、多くが人事院勧告を考慮して0.05月ずつ増やしたのに対し、本市では対応を見送ったためである。

- (4) 本市の特別職の報酬等を、人口規模を基にして他自治体と比較した場合、県内においても中核市においても低い傾向がある。手当等に差異があるため、トータルで検討すべきと考え、月額だけではなく、年額でも比較を行った。

(以下、いずれも本則での年額比較)

県内37市では、人口においては5番目であるのに対し、市長の給料年額は10番目、副市長12番目、議長・副議長・議員の報酬年額は5番目、さらに中核市48市では人口は20番目であるのに対し、市長の給料年額は40番目、副市長38番目、議長の報酬年額は31番目、副議長37番目、議員33番目である。

3 結論

社会経済の景気は、緩やかな回復基調が続いており、民間の賃金や雇用情勢は改善傾向にある。このような状況を反映した平成29年度の人事院勧告は、4年連続の一般職の公務員給与の引き上げとなった。この流れを受けて、市を代表する特別職の報酬等を引上げることは、いまだ上向きの経済情勢が実感できていない市内経済へのメッセージとしてプラスの効果が期待できると考え

る。

しかしながら、経常収支比率や実質公債費比率といった各財政指標は、県内や中核市の中で上位にあるとは言いがたく、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれている。市民サービスの受益者負担の適正化に向けた取組みも進められている中、市民感覚として、特別職の報酬等が人口規模を基にした比較で低い位置にあることには違和感があっても、景気や市勢が上向いているという実感は乏しく、大幅な増額は不適切である。

このため、社会変化を捉えた適切な額を検討する上で、一般職職員の給与が準じている人事院勧告に拠るものとした。同勧告は、公務員と民間企業の従業員の給与水準を均衡させることを目的に、民間企業の給与を調査した上で毎年実施されているものであることから、直接的な経済指標ではないが、社会経済を反映していると見る事が出来るためである。なお、本来、期末手当の支給月数等は審議事項ではないが、年収ベースで協議することとしたため、切り離せない事項と見なして、審議は併せて行った。

以上のような状況を踏まえて総合的に勘案した結果、報酬等の額については、近年の経済情勢の反映として直近3年分の人事院勧告における月例給の引上げ率を考慮した増額、また、期末手当については、過去に引き上げを見送った支給月数計0.1月を上乗せすることが妥当であるとの結論に達した。

特別職は、その職務の特殊性から仕事内容はわかりにくく、報酬等の適正なあり方の判断は難しい。特別職にあっては、市民の税金等から得る報酬等であることを意識し、この度の答申金額にふさわしい活動をしていって頂きたい。現行のまま据え置くべきという意見もあった中で、敢えて、この度は社会情勢等を総合的に考慮をし、期待を込めた増額を答申することとする。